



諸手当制度共通化コース

1 事業所当たり38万円<48万円>

※さらに助成額が加算される条件があります。

【対象労働者2人目以降+15000円（1人当たり）・共通化した諸手当2つ目以降+16万円（諸手当の数1つ当たり）】

有期契約労働者に対して、正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成されます。



賞与

ボーナスのこと。労働者の勤務成績によって定期的または臨時で支給される手当

食事手当

勤務時間内の食費支出の補助として支給される手当

時間外労働手当

労働基準法に基づいて、法定外労働時間の割増賃金として支給される手当

精皆勤手当

労働者の出勤奨励を目的とし、事業主が決めた出勤数を満たした場合に支給される手当

深夜・休日労働手当

労働基準法に基づき休日または午後10時～午前5時までの労働に対する割増賃金として支給される手当

家族手当

扶養家族がいる労働者の扶養家族の続柄・人数に応じて支給される手当

地域手当

複数の地域に支社がある場合、特定地域に勤務する労働者に対し物価等に応じて支給される手当

住宅手当

居住するための住宅を借り受け又は所有している労働者に対して家賃等に応じて支給される手当

単身赴任手当

事業所の移転住居の移転などにより扶養家族と別居することになった労働者に支給される手当

役職手当

管理職などの責任がある労働者に対し役割や責任に応じて支給される手当

特殊作業手当
特殊勤務手当

危険、不快、不健康など特殊な勤務を行う労働者に対し、特殊制に応じて支給される手当

当書類の有効期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

(株式会社ライフ・ミッション作成)